



個人情報の保護について ～会社の財産である信用を守る～

はじめに

現在、顧客名簿や従業員名簿などの個人情報を1件でもデータベース化して事業に利用していれば、原則としてすべての事業者が「個人情報取扱事業者」として個人情報保護法の規制対象となります。ほとんどの事業者が個人情報取扱事業者になると思われますので、是非自分事として理解をしていただければと思います。

Q. 「個人情報」というのはどのような情報ですか。

A 氏名、生年月日、住所、電話番号、顔写真など、特定の個人を識別できる情報のことです。その情報単体では誰かわからなくても、他の情報と簡単に照らし合わせることができ、それにより個人が特定できる場合も含みます。

- 例) • 顧客名簿（氏名、住所、購入履歴）
- 従業員名簿（氏名、住所、マイナンバー、人事評価）
- 防犯カメラの映像（顔が鮮明に映っているもの）
- 「A001」といった顧客ID（社内の名簿と照合すれば個人がわかる場合） 等々

Q. 個人情報を集める際（取得）のルールはありますか。

A 個人情報を集める際（取得）には、利用目的をあらかじめ公表又は本人に通知する必要があります。その際、単に「当社の事業活動の為に利用します。」という曖昧な表現をしてはいけません。例えば「取得した情報は、商品発送、関連セールのダイレクトメール送付、及び顧客分析のために利用します。」というようにできるだけ具体的に特定してください（個人情報保護法17条第1項）。情報を取得される側が自分の情報が何で利用されるのか理解できるようにしておきましょう。

以降は会員専用ページにて公開しております。

Q. ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

A アクセスをお願いします。
ご入会は[こちらから](#)
(入力は数分で終わります)

会員の方はこちらから